

第4回厚岸町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年10月27日（金）午前10時00分から午前11時00分

2 開催場所 厚岸町役場 2階 庁議室

3. 出席委員（ 8人）

(1) 会 長 1番 荒 岡 正

(2) 委 員 4番 米 澤 仁、6番 木 原 晃
7番 多 田 正 光、9番 遠 藤 浩 一
10番 音喜多 政 東、11番 樋 浦 泰 夫
14番 西 野 義 幸

4. 欠席委員（ 6人） 2番 寺 島 佳 宏、3番 齋 藤 泰 広
5番 石 澤 由紀子、8番 貢 則 夫
12番 伊 藤 美 晴、13番 佐 藤 仁 昭

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 音喜多 政東、11番 樋浦 泰夫

第2 報告第3号 農業経営改善計画の 第6 議案第11号 農地法第3条の規定
認定について による許可申請について

第3 報告第4号 農地パトロール 第7 議案第12号 厚岸町営牧場運営
(農地利用状況調査)の結果について 委員会委員の推薦について

第4 報告第5号 厚岸町表彰条例に基 第8 議案第13号 農地法第4条の規定
づく厚岸町功労表彰者の決定について による許可申請について

第5 議案第10号 現況証明願について 第9 議案第14号 厚岸町農業振興地域
整備計画の変更に係る意見聴取につい
て

6 農業委員会事務局職員

事務局長 堀部 誠、主事 佐々木 大

7. 会議の概要

事務局長	本日は、秋の一斉予防注射が始まり何かとお忙しい中、総会に出席いただきましてありがとうございます。 まず、始めに、皆さんに事務局からご報告したい案件があります。 お手元に配布しています「根釧女性農業委員の会」新会長の決定についてであります。去る9月18日、令和2年度根釧女性農業委員の会「臨時総会書面決議により、記載のとおり会長に石澤委員が選任されましたのでご報告いたします。 なお、任期につきましては令和3年11月30日となっております。 それでは、開催前に本日の総会出席状況を申し上げます。 10時現在、出席委員8名、欠席委員6名、よって厚岸町農業委員会会議規則第9条に定める、在任委員14名の過半数が出席されておりますので、会議の成立要件を満たしていることをご報告し、只今から第4回厚岸町農業委員会総会を開催します。 それでは会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
会長	はじめに、本日の議事録署名委員を指名します。 議席番号10番 音喜多委員、11番 樋浦委員をお願いいたします。
会長	議事日程に従い議事を進めてまいります。 日程第1 報告第3号「農業経営改善計画の認定について」を議題とします。 事務局から説明願います。
主事	議案書1ページをお開き願います。 報告第3号「農業経営改善計画の認定について」 このたび厚岸町から農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により、農業経営改善計画の認定をした旨、通知があったので報告する。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。

	3ページをお開き願います。今回、町から通知のあった内容は、記載のとおり新規が〇件となっております。 詳細につきましては、事前に送付しております「議案説明資料」1ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、認定番号〇-〇〇につきましては、〇〇委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。
会長	それでは、審議に入る前に、〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 休憩いたします。 (〇〇委員退室)
会長	再開いたします。報告第3号について何かご質問、ご意見ございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第3号については原案のとおり「承認」とさせていただきます。 休憩いたします。 (〇〇委員入室)
会長	再開いたします。 〇〇委員に申し上げます。 報告第3号は、原案のとおり承認されました。 次に、日程第2 報告第4号「農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について」を議題とします。 説明を事務局からお願いします。
事務局長	議案書5ページをご覧ください。 報告第4号「農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について」

	次のとおり農地パトロールを実施したので、結果について報告する。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容についてご説明申し上げます。 詳細については、「議案説明資料」1ページから2ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきますが、調査結果としては、調査対象地域内において、問題なしと判断したところであります。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
会長	報告第4号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第4号については原案のとおり「承認」とさせていただきます。 次に、日程第3 報告第5号「厚岸町表彰条例に基づく厚岸町功労表彰者の決定について」を議題とします。 説明を事務局からお願いします。
主事	議案書6ページをお開き願います。 報告第5号「厚岸町表彰条例に基づく厚岸町功労表彰者の決定について」 先に推薦した令和2年度厚岸町功労表彰候補者について、厚岸町表彰者審査委員会において次のとおり決定されたので報告する。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容をご説明いたします。 7ページをお開き願います。町からの決定通知であります。 詳細については、「議案説明資料」2ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 11月3日(文化の日)開催の授賞式には、受賞者の小野寺氏と、農業

	委員会からは荒岡会長、堀部局長が出席する予定です。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
会長	報告第5号について、何かご質問、ご意見はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、報告第5号については原案のとおり「承認」とさせていただきます。 次に日程第4 議案第10号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	議案8ページをお開き願います。 議案第10号「現況証明願について」 次の土地の現況証明願を受理したので、証明書を交付するものとする。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容についてご説明いたします。 今回の証明願いの案件は、〇件となっております。 申請書の写しについては、議案書9ページと10ページに、位置図は、議案資料の1ページから2ページとなっております。 提案内容については、「議案説明資料」2ページと3ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、現地は農地部会第2地区の農地パトロールで確認しており、証明の可否については、可であることを報告いたします。 また、番号〇の案件につきましては、〇〇委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

会長	それでは始めに、議案第10号 1 番を審議したいと思います。 質疑ございませんか。 (質疑無し) 特に質疑がないようですので、議案第10号 1 番については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 次に議案第10号〇番を審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 休憩いたします。 (〇〇委員退室)
会長	再開いたします。 議案第10号 2 番について何か質疑ございませんか。 (質疑無し) 特に質疑がないようですので、議案第10号〇番については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 休憩いたします。 (〇〇委員入室)
会長	〇〇委員にご報告いたします。 議案第10号〇番は、原案のとおり決定されました。 それでは、次に日程第 5 議案第11号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明願います。
主事	議案書11ページをお開きください。 議案第11号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 次の者より、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、許可書を交付することについて、議決を求める。 令和 2 年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容をご説明いたします。

	今回の案件は、使用貸借が○件となっております。 許可申請書の写しについては、議案書12ページから31ページに、位置図については、議案資料の3ページから5ページありますので、ご参照願います。 その他詳細については、「議案説明資料」の3ページから4ページに記載しておりますので、説明を省略させていただきます。 なお、番号○は、〇〇委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するものでございます。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
会長	それでは始めに、議案第11号2番を審議したいと思います。 質疑ございませんか。 (質疑無し) 特に質疑がないようですので、議案第11号2番については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 次に議案第11号○番を審議いたします。 〇〇委員が「議事参与の制限」に該当しますので、退室を求めます。 休憩いたします。 (〇〇委員退室)
会長	再開いたします。議案第11号○番について何か質疑ございませんか。 (質疑無し) 特に質疑がないようですので、議案第11号○番については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 暫時休憩します。 (〇〇委員入室)
会長	再開します。〇〇委員にご報告いたします。 議案第11号○番は、原案のとおり決定されました。 次に日程第6 議案第12号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦につ

	いて」を議題とします。 会長の私が農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」に該当するため、当該議案の審議開始から終了まで退席します。 議長につきましては、会長職務代理に委ねたいと思います。 休憩します。 (会長退室)
議 長 (会長職務代理)	(会長職務代理 議長席に移動) 再開します。 日程第6 議案第12号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について」を議題とします。 事務局から説明願います。
事務局長	議案書32ページをお開き願います。 議案第12号「厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦について」 厚岸町から厚岸町営牧場運営委員会委員の推薦を依頼されたので、次の者の推薦について議決を求める。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 「厚岸町営牧場運営委員会設置規則」第3条の規定により、従来、町営牧場運営委員として厚岸町農業委員会会長を推薦しておりましたが、令和2年10月31日で2年間の任期が満了するため、従前どおり荒岡会長を推薦しようとするものであります。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議 長 (会長職務代理)	ただ今、事務局から説明のあった議案第12号について審議します。 何かご質問等はありませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第12号については原案のとおり

	「決定」とさせていただきます。 ここで暫時休憩とし、会長の入室・着席を求めます。 (会長入室・別席着席)
議 長 (会長職務代理)	再開します。荒岡会長に申し上げます。 議案第12号は原案の通り決定されました。 ここで暫時休憩とし、議長を交代いたします。 (議長交代)
会長	再開いたします。 追加議案について審議したいと思います。 日程第7、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明願います。
主事	追加議案書1ページをお開き願います。 議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請について」 次の者より、農地等を目的以外に供するための許可申請があったので、北海道農業会議に意見聴取を行う。また、北海道農業会議の判断が許可相当であった場合、意見書を付して北海道知事へ進達するものとする。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会会長 荒岡 正 提案内容について、ご説明申し上げます。 番号○ 申請者 ○○○○ 転用目的は、厩舎（パドック付き）の新築、資材置場、作業スペースの整備であります。 2ページから5ページは許可申請書の写しです。 許可を受けようとする土地は○○○○番 外○筆、 総面積○○○㎡の内、○○○㎡を転用するものです。 転用事由の詳細は、「経営規模拡大の意向に伴い、新たに施設整備を行い、安定した経営を目指す」こととしております。

議案書の6ページは北海道農業会議への意見聴取の申出書、
7ページは農地法第4条関係調書、8ページは転用事業計画書、
9ページから10ページは許可申請に対する農業委員会の意見書です。
また、9ページ意見書の表下段「農地転用に関する許可基準から見た意見」の「農地の区分と転用目的」については、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された農業用施設であるため適当と判断」と記載しております。

現地は、○月○日、農地部会第1地区の農地パトロールで確認しており、「転用の可否は可」であることを報告します。

図面については、議案資料の1ページが位置図、2ページが現況図、3ページから10ページが農地転用箇所の求積図、11ページから14ページが建物等の位置詳細図、15ページから18ページが施設の平面図及び立面図となっております。

農振農用地区域の用途区分変更については、現在、水産農政課で執り進めており、農業委員会に意見書の提出が求められているところです。

次に番号○ 申請者 ○○○○

転用目的は、農家住宅の建設であります。

11ページから13ページは、許可申請書の写しです。

許可を受けようとする土地 ○○○○番、

面積○○○㎡の内、○○○㎡を転用するものです。

転用事由の詳細は、「息子が帰郷するため、息子は既存住宅を利用し、自分は新築住宅を利用する。」内容であります。

本件は、農業会議への意見聴取を不要とする要件の内、「転用面積が30a以下」かつ「転用目的が農家住宅であること」に該当するため、直接、北海道に進達しようとするものです。

議案書の14ページから15ページは許可申請書に対する農業委員会の意

	見書です。14ページ意見書の表下段「農地転用に関する許可基準から見た意見」の「農地の区分と転用目的」には、先ほどと同じく「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された農家住宅であるため適当と判断」と記載しております。 現地は、〇月〇日「農地部会第2地区の遠藤部会長」と事務局で確認し、「転用の可否は可」と判断しております。 図面については、議案資料の19ページが位置図、20ページが現況図、21ページが建物等配置図、22ページが農地転用箇所の求積図、23ページが住宅の平面図及び立面図となっております。 農振農用地区域の除外については、現在、水産農政課で執り進めており、農業委員会に意見書の提出が求められているところです。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認いただきますようお願いいたします。
会長	議案第13号について、何かご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第13号については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 次に日程第8 議案第14号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。 説明を事務局からお願いします。
事務局長	議案書16ページをお開きください。 議案第14号「厚岸町農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」 このことについて、厚岸町から意見を求められたので付議する。 令和2年10月27日提出 厚岸町農業委員会 会長 荒岡 正 提案内容についてご説明申し上げます。 今回は、農用地区域の除外が〇件、用途区分の変更が〇件でありま

す。

議案書17ページから21ページまでは、厚岸町からの意見聴取依頼書22ページから28ページまでは番号1から番号3の申出書となっております。

番号〇と番号〇については、議案第13号と同一の場所及び内容であるため、説明を省略いたします。

27ページ、番号〇の内容についてご説明いたします。

申出者 〇〇〇〇

土地の所在、地番は 〇〇〇番

登記簿上の地目及び現況地目は「畑」であります。

登記簿上の面積は、「〇〇〇㎡」で、その内〇〇〇㎡を「農地」から「農業用施設用地」に変更する内容です。

28ページをお開き願います。

事業の内容は、「牛舎〇棟、ラグーン〇基、D型倉庫〇棟、スタックサイロ置場等の整備」を、実施する予定です。

事業の必要性・緊急性については、「農業経営規模拡大の意向に伴い、現状の施設ではスペースが不足していることから、新たに牛舎及びラグーンの施設整備並びにスタックサイロ置き場等が必要となった。」としており、土地選定の理由は、「新たに建設する牛舎及びラグーン並びにD型倉庫施設整備並びにスタックサイロ置き場等の必要面積を確保するためであり、農地の連続性及び既存施設等の利用面から土地選定がされている」としております。

農地転用の申請については、次回総会で、農業経営基盤強化法による農用地利用集積計画により許可を求める予定となっております。

現地については、〇月〇日、農地部会第2地区の農地パトロールにおいて確認し、許可相当と判断しております。

また、図面については、資料24ページが位置図、25ページが現況図、26ページから27ページが求積図、28ページから31ページが建物の立面

	図・平面図となっております。 以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。
会長	議案第14号について、何かご意見、ご質問はございませんか。 (質疑なし) 特に質疑がないようですので、議案第14号については原案のとおり「決定」とさせていただきます。 全体をとおして何かございませんか。 (なし) 特になければ、これで本日の議案の審議を全部終了いたしました。 事務局から、連絡事項の説明をお願いします。
事務局長	・スケジュールの説明について ・義援金について ・懇親会の中止
会長	以上で、第4回厚岸町農業委員会総会を終了します。 ご苦労様でした。

上記相違ないことを確認し署名押印する。

議長 厚岸町農業委員会会長 印

議事録署名委員 10番 印

議事録署名委員 11番 印